



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 日本電線工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 植村 剛嗣
(コード番号 5817 東証第二部)
お問合せ先 取締役管理本部長 上田 裕一
(TEL 06-4796-0020)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 4 月 10 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 28 日に開催予定の第 51 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

①商号の変更

業容の拡大に伴い、新規事業を含めた今後の製品群と社名との親和性を図るため、「日本電線工業株式会社」から「^{ジェイマックス}JMACS株式会社」に変更すべく、現行定款第 1 条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、平成 27 年 9 月 1 日といたします。

②目的の変更

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的の一部を変更するものであります。

③公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

④取締役・監査役の責任免除、社外取締役・社外監査役の責任限定の新設

(1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 27 条（取締役の責任免除）および第 35 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第 27 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記の新旧対比表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 5 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 29 日（予定）

（第 1 条 商号の変更につきましては、平成 27 年 9 月 1 日が効力発生予定日となります。）

変更の内容：新旧対比表

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>日本電線工業株式会社</u>と称し、英文では、<u>NIHON ELECTRIC WIRE & CABLE CO., LTD.</u>と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>JMACS株式会社</u>と称し、英文では、<u>JMACS Japan Co., Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電線類の製造および販売</p> <p>2. <u>弱電用電機機器</u>の製造および販売</p> <p>3. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電線類の製造および販売</p> <p>2. 電機機器の製造および販売</p> <p>3. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して</u>行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により</u>行う。</p>

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 27 条～第 33 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者も含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 28 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 34 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条 (商号) の変更は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。なお、本附則は、第 1 条の効力発生日経過後削除されるものとする。</p>

以 上